



刈谷市一般廃棄物処理基本計画

～ 刈谷市食品ロス削減推進計画 ～

概要版



2024 年度～2035 年度

計画策定の趣旨

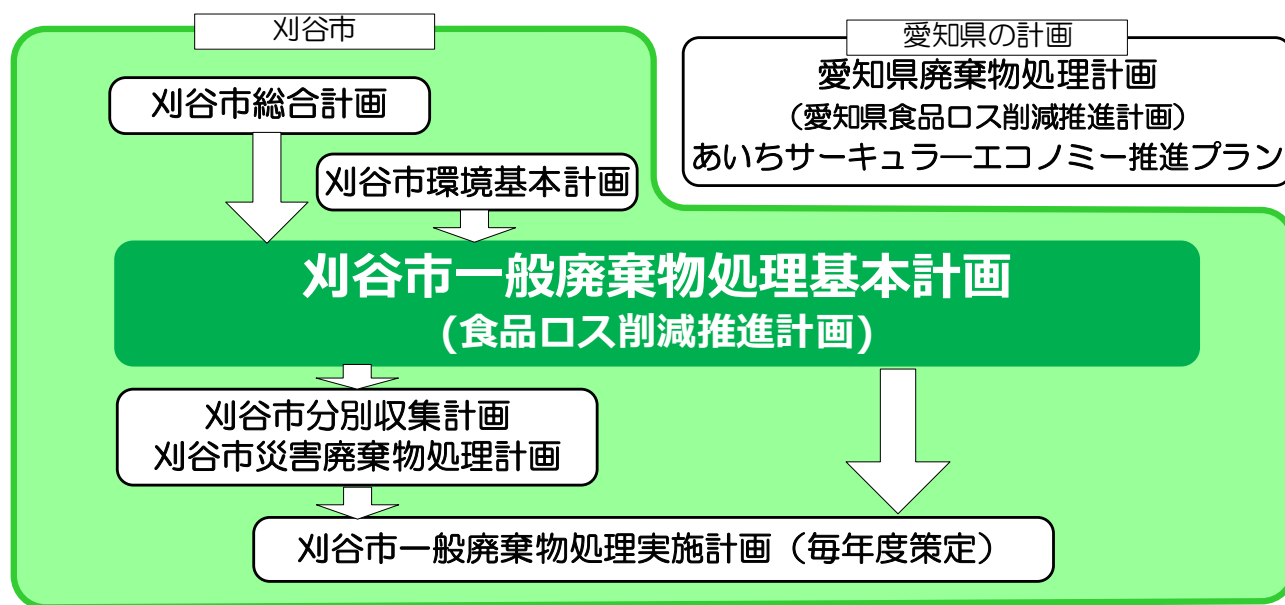
刈谷市では、循環型社会の実現に向けて、平成 29 年度（2017 年度）に、計画期間を 15 年とした「刈谷市一般廃棄物処理基本計画 2009～2023 年度」を改定し、各種施策に取り組んでいますが、令和 5 年度に計画目標年度を迎えることから、国内外の情勢を踏まえた上で、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））や循環型都市に向けた適正処理を推進することにより、ごみや生活排水を安心安全かつ安定的に処理するための総合的かつ長期的な視点に立った新たな「刈谷市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとします。



◆計画の位置づけ

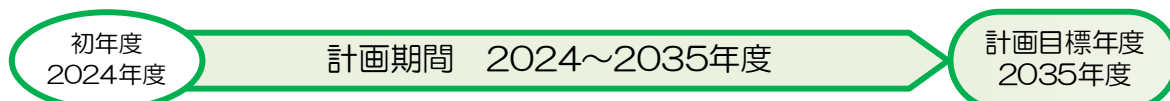
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により策定するものです。

また、令和元年に制定された、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項に基づき刈谷市食品ロス削減推進計画として位置付けます。



◆計画の期間

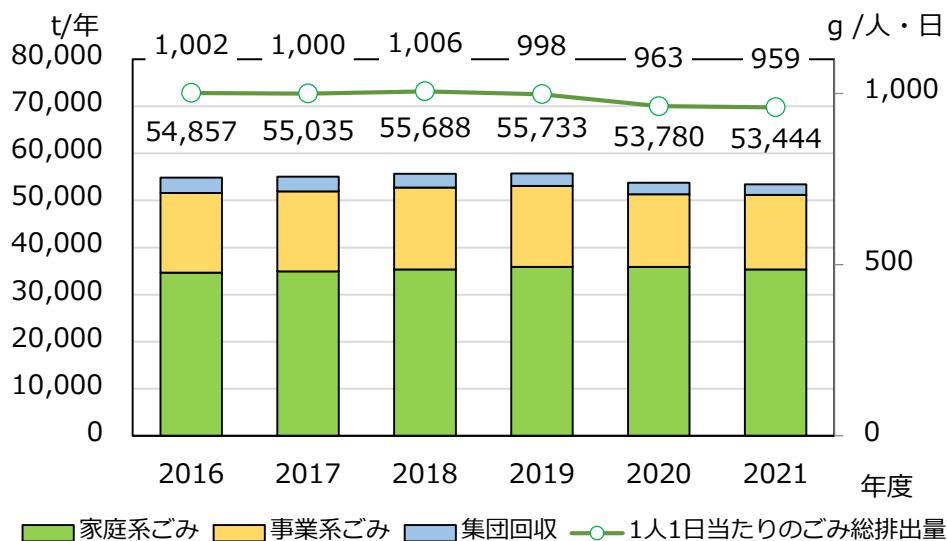
本計画は、令和6年度（2024 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの 12 年間を計画の期間とします。



ごみ処理基本計画

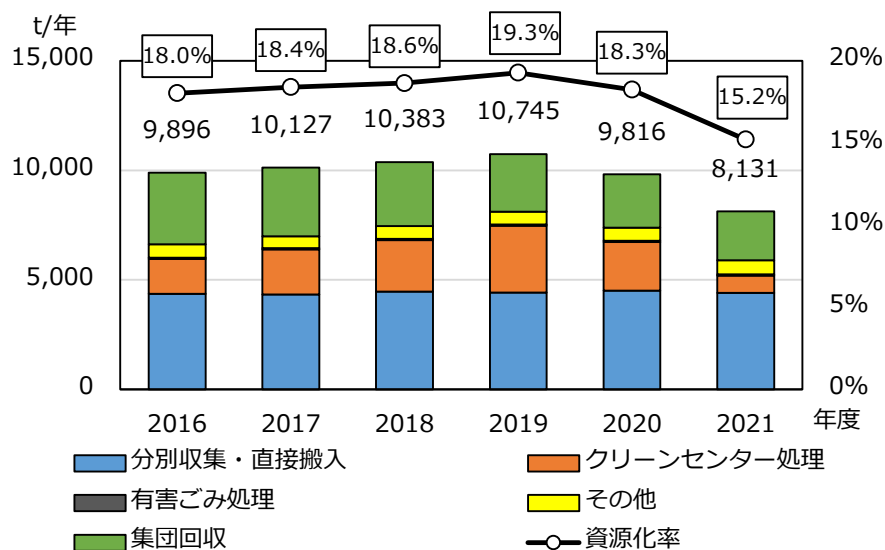
◆ごみ排出量の現状

ごみ排出量等の推移



- ごみの排出量は、2020年度より減少傾向
- 1人1日当たりごみ排出量は、2019年度より減少傾向

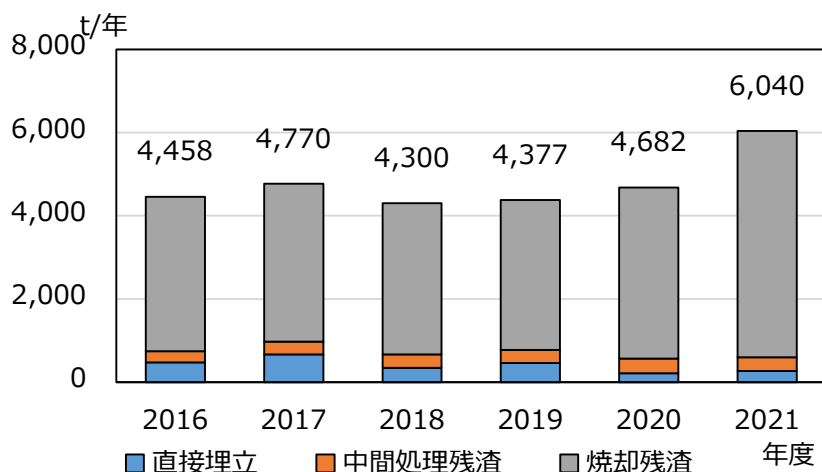
資源化の状況



- 資源化率は2020年度より減少傾向

焼却灰の資源化を
とりやめたことが
影響しています

最終処分量の推移



- 最終処分量は、2021年度に大きく増加

今後、焼却灰は
民間業者を活用し
資源化を図ります

◆基本理念と基本方針

<基本理念>

みんなで取り組む 持続可能な循環型都市 かりや

基本方針 1 市民・事業者・行政の協働による3Rの推進

市民・事業者・行政が協働して、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を推進します。



基本施策

- 普及啓発、環境教育の推進
- ごみの発生抑制(リデュース)の推進
- 再使用(リユース)の促進
- 市民・事業者活動の促進に向けたネットワークづくり
- 事業系ごみの適正排出の推進
- 行政による3Rの推進
- 食品ロス削減の推進

基本方針 2 ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進

ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進のため、市民や事業者、行政が自ら再生利用等に積極的取り組みます。



基本施策

- 家庭ごみの適正排出の推進
- 資源物の有効活用の推進
- プラスチックごみの資源循環の推進

基本方針 3 安全で安定した適正処理体制の推進

刈谷知立環境組合と連携を図り、環境負荷の少ない、安全で安定した処理体制を推進します。



基本施策

- 安全で効率的な収集・運搬の推進
- 安定的な処理・処分の推進
- その他適正処理に関する施策

◆ごみ処理の目標

排出削減目標

○1人1日当たり家庭系ごみ排出量
(燃やせるごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)

508g まで削減

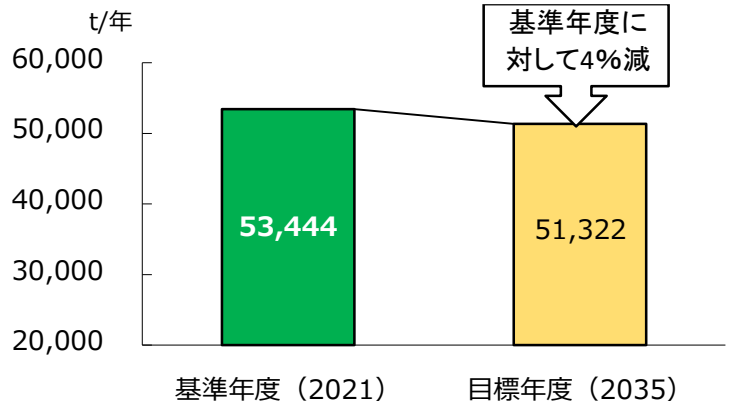
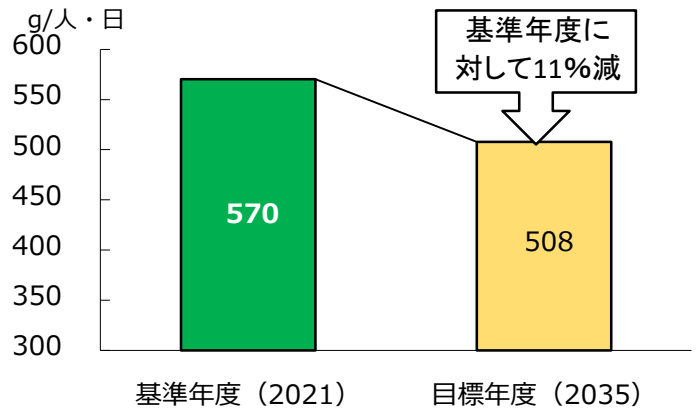
2021年度 570g に対して **約 11%削減**
(燃やせるごみ 55g、粗大ごみ 7g 削減)

キャベツ約1枚分  の重さ

○総排出量 (年間量)

51,322t まで削減

2021年度 53,444t に対して **約 4%削減**

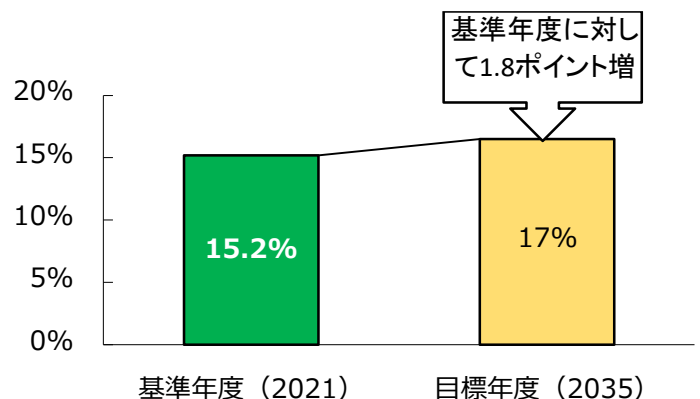


資源化目標

○資源化率

17%まで向上

2021年度 15.2%に対して **1.8ポイント増**



ごみ排出量削減のために…

不要なものを買わない

無駄な物を買わない、物を大切に長く使用する、リサイクルショップを利用するなどごみ減量の意識を心がけましょう。



生ごみの水切り・たい肥化

生ごみはしっかり水切りをしましょう。
生ごみ処理機器やコンポストで堆肥化し、家庭菜園等に利用しましょう。



資源化率向上のために…

ごみの分別徹底や集団回収利用

資源ごみは適正に分別して、それぞれの指定の収集日に出したり、集団回収を利用しましょう。

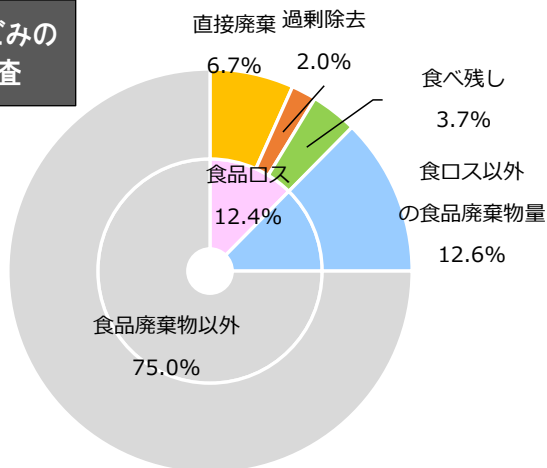


食品ロス削減推進計画

◆食品ロスの現状

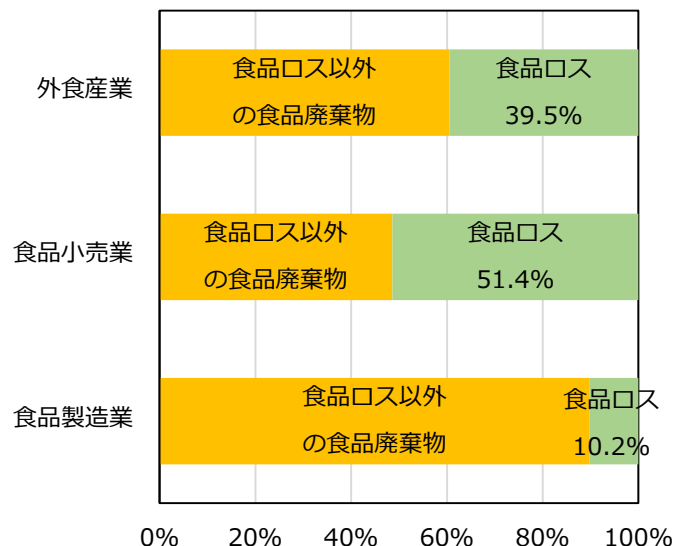
家庭からの食品ロスの割合（推計）

燃やせるごみの
実態調査



燃やせるごみのうち食品ロスは 12.4%

事業所からの食品ロス割合（推計）



◆食品ロスの目標

食品ロス量の削減については、国の目標である平成 12 年度（2000 年度）比で令和 12 年度（2030 年度）までに半減させることを踏まえ、目標を設定します。

食品ロス発生量の削減

○家庭系食品ロス量

平成 12 年度（2000 年度）5,600t から

2,459t まで削減

○事業系食品ロス量

平成 12 年度（2000 年度）4,770t から

2,095t まで削減

市民意識の醸成

○市民の割合

令和 4 年度（2022 年度）アンケート調査結果
「ほとんど食品ロスを出さない」人の割合
34.8%から

50%まで向上

注）事業系食品ロス量には、産業廃棄物である食品製造業からの排出量を含む。

食品ロス削減に向けた取組み

消費者や事業者に対する
食品ロスに関する知識の
普及啓発

食品関連事業者等に
対する支援

未利用食品を提供するための
活動の推進

実態把握及び情報収集

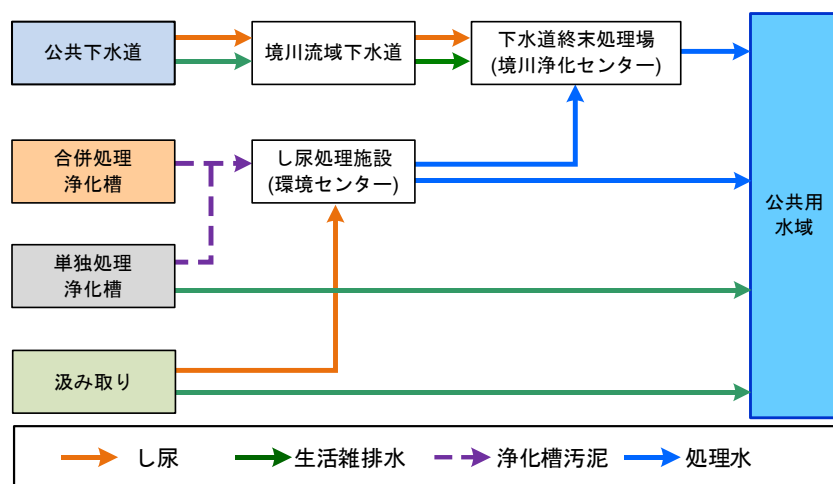
食品廃棄物の再生利用の促進

関係機関との連携

生活排水処理計画

◆生活排水処理の現状

生活排水処理の流れ



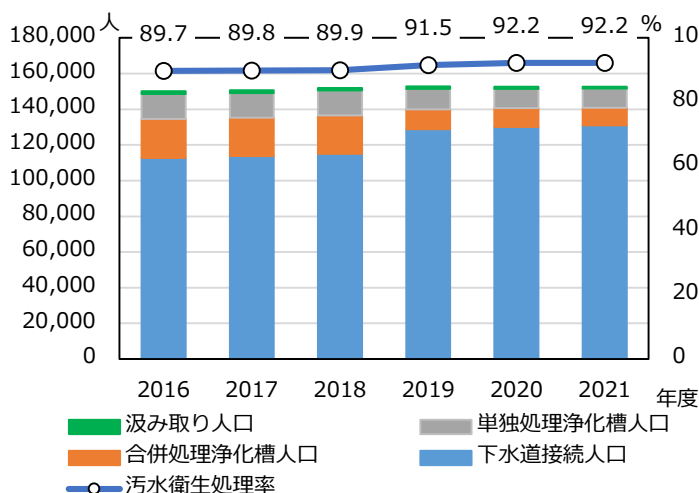
生活排水処理形態別人口

- 非水洗化人口（汲み取り）や単独処理浄化槽人口は減少
- 下水道接続人口は増加

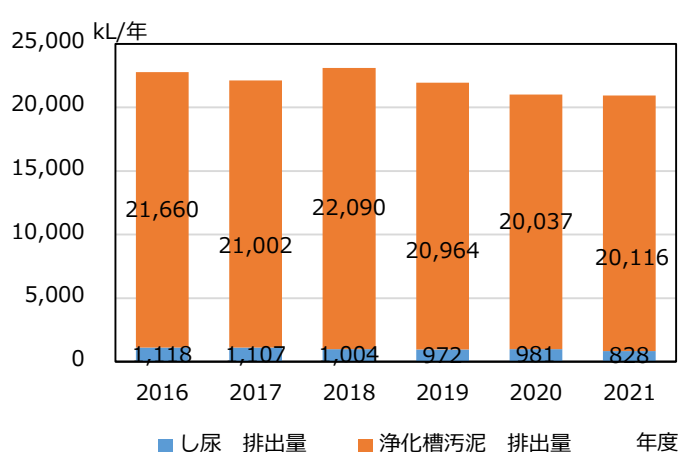
し尿及び浄化槽汚泥の排出量

- 排出量は減少傾向
- 排出量割合は、し尿が約 4%、浄化槽汚泥が約 96%

生活排水処理形態別人口と汚水衛生処理率



し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移



◆基本方針

基本方針 1 生活排水処理の推進

市民の生活排水処理対策への啓発活動の強化と水洗化の普及・啓発します。

公共下水道整備状況を考慮し、合併処理浄化槽の普及・促進をします。

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

浄化槽清掃業許可業者による定期的な浄化槽清掃を市民へ周知し、浄化槽を適正管理します。

し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理体制を構築します。



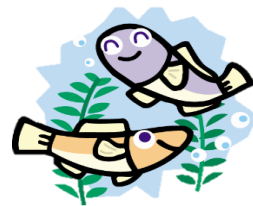
◆生活排水処理の目標

生活排水処理の目標

○汚水衛生処理率

2021 年度 92.2%から

95.8%まで向上



生活排水処理施設の整備

- 下水道への接続を啓発
- 「刈谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助制度」による浄化槽設置者への補助
- 単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を啓発

し尿及び浄化槽汚泥の処理

- 計画的かつ効率的な収集・運搬の継続
- 安定かつ適正な処理・処分の継続
- し尿処理施設の定期検査と計画的な補修の実施

生活排水処理対策の普及・啓発

- 広報等による水洗化の普及と啓発を推進
- 浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の周知

家庭でできる生活排水対策

洗濯やお風呂では

洗剤は正しく量って使う



洗剤やシャンプーは、使用上の注意をよく読んで、正しく量って使いましょう。

トイレでは

トイレットペーパーは適量使う



紙おむつ、衛生用品などはトイレに流さず、トイレットペーパーの使いすぎに注意しましょう。

家のまわりでは

地域の水は地域で守る
(身近な水辺をきれいに)



側溝や排水路は汚泥がたまらないように、地域ぐるみで定期的に清掃を行いましょう。

刈谷市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

発行： 2024 年 3 月

発行者： 刈谷市

編集： 刈谷市役所 産業環境部 ごみ減量推進課

〒448-0838 愛知県刈谷市逢妻町 2 丁目 2 6 番地 1

電話：0566-21-1705 FAX：0566-26-0507

E-mail：genryou@city.kariya.lg.jp

